

## 建 築 協 定 書

### ( 目 的 )

第 1 条 この建築協定は、第 7 条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途又は形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ( 用語の定義 )

第 2 条 この建築協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）及び建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）に定めるところによる。

### ( 名 称 )

第 3 条 この建築協定は横浜永田町宅地分譲地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

### ( 協定の締結 )

第 4 条 この協定は第 7 条に定める協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

### ( 協定の変更 )

第 5 条 第 7 条に定める協定区域内における土地所有者等は、この協定に係る協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者の措置を変更しようとする場合において、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

( 協定の廃止 )

第 6 条 第 7 条に定める協定区域内における土地所有者等は  
この協定を廃止しようとする場合において、その過半数の合  
意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認  
可を受けなければならない。

( 協定区域 )

第 7 条 この協定の区域は、次のとおりとする。

(1) 第 1 号地区 ( 一戸建専用住宅用地 )

A 街区	A - 1 ~ A - 1 2	1 2 区画
B "	B - 1 ~ B - 7	7 "
C "	C - 1 ~ C - 8	8 "
D "	D - 1 ~ D - 8	8 "
E "	E - 1 ~ E - 8	8 "
F "	F - 1 ~ F - 2 8 ( F - 2 0 欠番 )	2 7 "
G "	G - 1 ~ G - 8	8 "
H "	H - 1 ~ H - 1 8	1 8 "
I "	I - 1 ~ I - 1 7	1 7 "
J "	J - 1 ~ J - 2	2 "
K "	K - 1 ~ K - 6	6 "
小 計		1 2 1 区画

(2) 第 2 号地区 ( 低層共同住宅用地 ) 1 区画

合 計 1 2 2 区画

( 建築物に関する基準 )

第 8 条 前条に定める協定区域内建築物の敷地、位置、用途

又は形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

1. 敷 地

- (1) 建築物の敷地面積は150 $m^2$ 以上とする。
- (2) 下記の区画宅地については原則として変更してはならない。

ただし、統合し再分割する場合はそれぞれ敷地面積を150 $m^2$ 以上とすること。

区画番号	宅地面積
A-1	133.88 $m^2$
F-4	52.06
G-1	143.53
H-1 1	148.62
H-1 2	149.03
H-1 3	148.50
H-1 5	149.23
I-2	149.44
I-3	149.36
I-4	148.28
I-5	148.68
I-6	147.56
I-7	145.95
I-8	145.07
I-1 6	146.92
J-2	143.87
K-2	139.83

## 2. 位 置

(1) 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5 m以上とすること。

ただし、建築基準法施行令第135条の5の規定に適合する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

## 3. 用 途

(1) 第1号地区は一戸建とし住居専用住宅若しくは建築基準法施行令第130条の3で規定する兼用住宅とすること。

(2) 第2号地区は低層共同住宅およびその附属施設とする。

(3) 公益上必要な建築物で運営委員会が承認し、横浜市長が認めたものについては、第8条の規定を適用しないことができる。

## 4. 形 態

(1) 階数について

(イ) 第1号地区は  
地階を除く階数は2以下とする。

(ロ) 第2号地区は  
地階を除く階数は3以下とする。

(2) 建築物の最高の高さおよび軒の高さについて

第1号地区は、地盤面からの最高の高さは9 m、軒の高さは6.5 mをそれぞれ超えないこと。

5. そ の 他

へいは、生垣又はクリンブネット、その他これらに類する開放性のあるものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から第 6 条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。ただし、違反者の措置に対しては、期間満了後もなお効力を有するものとする。

(効力の継承)

第 1 0 条 この協定の認可公告のあった日以降において本協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(違反者の措置)

第 1 1 条 第 8 条に定める基準に違反した者があった場合、第 1 4 条に定める委員長(以下「委員長」という。)は、第 1 3 条に定める協定運営委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して、工事の施行、停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間を付けて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第 1 2 条 前条第 1 項に基づく請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないとき委員長は、第 1 3

条の委員会の決定に基づきその強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

( 運 営 委 員 会 )

第 1 3 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって、組織する。
3. 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
4. 委員は、再任されることができる。

( 役 員 )

第 1 4 条 委員会には、次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 委 員 長   | 1 名 |
| (2) 副 委 員 長 | 1 名 |
| (3) 会 計     | 1 名 |
| (4) 委 員     | 3 名 |

2. 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
3. 副委員長及び会計は、委員のなかから委員長が委嘱する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代行する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

( 補 則 )

第 1 5 条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して、必要な事項は、別に定める。

( 附 則 )

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。